

NEWS RELEASE

2025年10月28日

お客様へ

株式会社 栃木銀行
取締役頭取 仲田 裕之

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取り組みについて

株式会社栃木銀行（取締役頭取 仲田 裕之）は、政府・全国銀行協会が推進する「手形・小切手の全面的な電子化」に向け、手形・小切手に関するサービスについて、下記の取り組みを実施するとともに、「当座勘定規定」を改定いたしますので、お知らせします。

当行では、手形・小切手に代わる決済のデジタル化サポートとして「とちぎんビジネスダイレクト」「とちぎんでんさいネット」等でお客さまの業務効率化を引き続き支援してまいります。

当行は、今後もお客様の利便性向上に資するサービスの提供や、地域の持続的発展と成長の支援に取り組んでまいります。

記

1. 手形・小切手の取り扱い

(1) 手形・小切手の最終振出期限

- 手形・小切手の最終振出期限を設定いたします。

最終振出期限以降に振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払ができません。

最終振出期限	2026年9月30日(水)
--------	---------------

※手形帳・小切手帳に対する署名判印刷サービスの新規受入およびサービスは、2025年10月10日(金)に終了いたしました。

※手形帳・小切手帳は、2025年10月14日(火)以降、1回あたりの発行を1冊とさせていただいております。

(2) 他行を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金

- 他行を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金扱いの受付を終了いたします。

受付終了日	2026年9月30日(水)
-------	---------------

※2026年10月以降、手形・小切手を受け取った場合は、お取引店にご相談ください。

2. 未使用手形・小切手の買戻し

以下の電子決済サービスをご契約のお客さま（新規申込を含みます）を対象に、2025年10月14日(火)より買戻しの受付を開始いたしました。

NEWS RELEASE

<買戻し対象のお客さま>

未使用手形	「とちぎんでんさいネット」をご契約のお客さま
未使用小切手	「とちぎんビジネスダイレクト」をご契約のお客さま

<買戻しの概要>

実施期間	2025年10月14日（火）～2026年3月31日（火）
対象の未使用手形・小切手	2023年1月以降に当行でご購入いただいた未使用の手形・小切手
買戻し金額	1枚につき220円（税込）
お申込方法	店頭に「未使用手形・小切手返却届出書」をご用意しておりますので、必要事項をご記入のうえ、未使用の用紙が綴られている「手形帳」「小切手帳」とともに、お取引店窓口にお持ちください。

3. 払戻請求書による当座勘定からの払戻取扱開始

- ・払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱いを開始いたしました。
- ・本人（個人事業主、法人代表者）以外の払戻請求書による払戻しは、事前に「当座預金払戻担当者選任届」により担当者の提出をお願いいたします。

取扱開始日	2025年10月14日（火）
-------	----------------

4. 自己宛小切手

- ・自己宛小切手の発行を終了いたします。

発行終了日	2025年12月30日（火）
-------	----------------

5. 「当座勘定規定」の改定について

上記対応に伴い、「当座勘定規定」を一部改定いたします。

改定内容の詳細につきましては、下記の「『当座勘定規定』新旧対照表」をご覧ください。

※改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、あらかじめご了承ください。

「当座勘定規定」新旧対照表

<ご参考>手形・小切手の全面電子化に向けた実施済みの取り組み

1. 2027年4月1日以降を期日とする期日管理が必要な手形・小切手の取立受付終了

受付終了日	2024年7月1日（月）
-------	--------------

NEWS RELEASE

※2027年4月1日以降を期日とする手形・小切手を受け入れた場合は、支払呈示期間中にお取引店にお持込みください。

※2027年4月1日以降を振出日とする先日付小切手を含みます。

([2024年6月19日公表のとおり](#))

2. 当座預金の新規口座開設の終了

新規口座開設終了日	2024年7月1日（月）
-----------	--------------

※すでに口座をお持ちのお客さまにつきましては、引き続きご利用いただけます。

([2024年6月19日公表のとおり](#))

3. 手形・小切手帳の発行受付の終了

受付終了日	2025年12月30日（火）
-------	----------------

([2025年4月4日公表のとおり](#))

6. 手形・小切手に代わるサービスについて

手形・小切手に代わるサービスとして、「とちぎんビジネスダイレクト」「とちぎんでんさいネット」などの電子決済サービスをご案内しております。電子決済サービスは、現物紛失リスクの削減、事務負担の軽減、印紙代等のコスト削減等、お客様の業務効率化につながるサービスとなりますので、ぜひお取引店窓口へご相談ください。

※「[とちぎんビジネスダイレクト](#)」「[とちぎんでんさいネット](#)」の詳細につきましては、当行ホームページをご参照ください

以上